

トータス訪問介護ステーション

サービスの内容とご利用料金

【サービスの内容】

	種類	内容・手順
身体介護	①食事介助	配膳から下膳までを含め、食事の介助、見守りを行います。
	②入浴介助	浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。
	③排泄介助	おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動、介助又は見守り、誘導を行います。
	④清拭	身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。
	⑤体位変換	褥瘡(床ずれ)の防止のため、体位変換を行なう際の介助を行います。
	⑥着脱介助	ご自分でできることは、ご自分で行えるように配慮しながら、衣類の着脱の介助を行います。
	⑦整容介助	整髪、美容、爪切りなどを行います。
生活援助	①買い物	日用品や食料品などの生活必需品の買い物を行います。買い物に伴う金銭管理には十分に注意し、確認をいただきながら行います。
	②調理	食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。
	③掃除	利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等の掃除、整理整頓等を行います。
	④洗濯	日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、整理の他、専門的な技術が必要ない短時間でできる範囲内のアイロンかけ、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など行います。
	⑤寝具の管理	布団干し、シーツの交換等を行います。
※同居家族がいる場合、生活援助はできません。		

【介護予防・日常生活支援総合事業 基本料金】 要支援の方

	料金(1割負担)
週1回(1か月につき)60分未満	1,176円/月
週2回(1か月につき)60分未満	2,349円/月
週3回(1か月につき)60分未満	3,727円/月

【加算料金】

	算定要件	料金(1割負担)
初回加算	初回のサービス提供責任者のサービス(または同行)	200円/月
生活機能向上 連携加算	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	100円/月

【訪問介護基本料金】 要介護の方

身体介護	料金(1割負担)
20分未満	167円/回
20分以上30分未満	250円/回
30分以上60分未満	396円/回
60分以上90分未満	579円/回
30分毎追加	84円/回
生活援助	料金(1割負担)
20分以上45分未満	183円/回
45分以上60分未満	225円/回

【加算料金】

	算定要件	料金(1割負担)
初回加算	初回のサービス提供責任者のサービス(または同行)	200円/月
生活機能向上 連携加算	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	100円/月
緊急時訪問 加算	利用者、家族から要請を受けてケアマネジャーが必要と認め、サービス提供責任者が訪問を行う。また、訪問介護員が居宅サービス計画書にない身体介護を行った場合	100円/回

◆上記料金に

- ・新型コロナウイルス感染症への対応(基本料金の0.1%)※令和3年9月まで
 - ・介護職員処遇改善加算Ⅰ(1月当り介護保険1割負担合計金額の13.7%)
 - ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(1月当たり介護保険1割負担合計金額の4.2%)
 - ・地域区分(介護職員処遇改善加算を含む1月当り介護保険1割負担合計の7.0%)
- が加算されます。